

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 4月24日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	火気(ガスバーナー)を使用する直営作業訓練において、火気等使用許可申請書の期限切れ(平成26年4月22日の作業に対して、平成26年3月31日までの期限で申請)が認められたため、火気等使用許可申請書を再申請。	GIII	H26.5.2再審議にてグレード変更対象外→GIII
2	その他	一次水処理設備NaOH(苛性ソーダ)滞留槽の外面部において、錆びによる腐食が認められたため、当該箇所を点検・修理。	対象外	